

地上
国般

理系
技術

心理
福祉

警察
消防

国家
総合

外専

2026 年合格目標 公務員講座

憲法

テキスト

該当講義回: 憲法 第 1 回

体験入学用抜粋版

無断複製・無断転載を禁じます。

資格の学校 **TAC**

講義進度表

回	項目	講義内容
1	憲法総論 基本的人権Ⅰ	1. 憲法の基本原理 2. 憲法の分類 3. 基本的人権の原理 4. 基本的人権の限界① (公共の福祉・二重の基準)
2	基本的人権Ⅱ	1. 基本的人権の限界② (特別権力関係・私人間効力) 2. 幸福追求権 3. 法の下の平等
3	基本的人権Ⅲ	1. 思想良心の自由 2. 信教の自由 3. 学問の自由 4. 表現の自由①
4	基本的人権Ⅲ 基本的人権Ⅳ	1. 表現の自由② 2. 職業選択の自由
5	基本的人権Ⅳ 基本的人権Ⅴ	1. 財産権 2. 生存権 3. 教育を受ける権利 4. 労働基本権 5. 受益権 6. 人身の自由①
6	基本的人権Ⅴ	1. 人身の自由②
	統治Ⅰ	1. 統治総論 2. 国会の地位・組織・活動
基本演習 憲法① 出題範囲：人権 出題数：20問		
7	統治Ⅰ 統治Ⅱ	1. 国会の権能と議院の権能 2. 内閣
8	統治Ⅲ 統治Ⅳ	1. 司法権 2. 裁判所の構成と権限 3. 地方自治 4. 天皇 5. 前文・平和主義・憲法保障
基本演習 憲法② 出題範囲：統治 出題数：20問		

※当講義進度表は、TAC直営校及びTAC通信講座受講生のものになります。大学学内講座等ではカリキュラムが異なる場合がございますので予めご了承ください。

憲法

第1回

講義予定

- 1 はじめに
- 2 法学入門
- 3 憲法の基本原理 ☆
- 4 基本的人権総論
 - ①基本的人権の原理 ☆
 - ②基本的人権の主体 ☆☆☆
 - ③基本的人権の限界 ☆☆☆

新しい科目，憲法が始まります。

1回目の今日は，**法とは何か**から始まり，**憲法の目的，基本原理等**について学習します。試験に直接出るところではありませんが，憲法という科目を理解する上で，とても重要です。最初が肝心。しっかり理解しましょう！

テキストの使い方

基本的人権の主体 ☆☆☆

→テキストの項目とその重要性を示しています。☆☆☆が頻出の最重要項目です。

◆学習ナビ

- ・憲法という科目の特徴や勉強法を学びましょう。

→ そのテーマを学習する上で持って欲しい問題意識や、学習の指針を示しています。

憲法41条

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

→ 法律学は条文が議論の出発点です。特にゴシック部分が重要です。

語句チェック：違憲とは憲法に違反すること、合憲とは憲法に違反しないことです。

→ 語句説明です。法律学は概念を勉強する学問ですので、特にゴシック部分は覚えましょう。

注意！

明治憲法は法治主義を採用していました。

→ 類似の概念との比較など、特に間違えやすいところを指摘しています。

理解しよう！

憲法の究極の目的＝個人の尊厳（すべての人が個人として等しく尊重され…）

→ 特に理解が必要な重要なテーマにつき、考える道筋を示すものです。しっかり理解しましょう。

<問題の所在>・<議論の実益>

外国人も住んでいれば「住民」といえるのではないのでしょうか？

→ そもそも何が問題なのか、何のために議論するのか、一見分かりにくいところを説明しています。

発展

未成年者も国民であり、人権の主体であるが、判断能力が劣るため、成年者とは異なる制約がある。

→ 一歩進んだ内容です。余裕のある人は押さえてください。

過去問

最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な…

→ 本試験問題です。復習する時に、実際に解いてみましょう。解き方は講義で説明します。

憲法 第1回 チェックシート

憲法総論	
□□憲法の役割は？	国家権力の濫用を防止し、国民の権利・自由を守る
□□憲法の基本原理は？（5つ）	①自由主義 ②平等主義 ③福祉主義 ④平和主義 ⑤民主主義

→最低限押さえておくべきものをまとめたものです。1問1答形式になっていますので、復習時や基本演習、模試前の知識を詰め込む時に使ってください。一通り覚えたら、さっそく過去問（問題集）に挑戦しましょう。

はじめに

◆学習ナビ

- ・憲法という科目の特徴や勉強法を学びましょう。
- ・16個の違憲判決を覚えましょう。本試験で知らない判例が出たら合憲として扱ってよいです。

◇出題数

国家一般職	裁判所	国税専門官	財務専門官	労働基準監督官
5/40	10/30	3/40 (※1・2)	6/40 (※1・2)	4/40 (※2)
地方上級 (※3)	東京都 (※4)	特別区	市役所 (※5)	
4～5/40	記述のみ1題	5/40	5/40	

※1 記述式も課されます。

※2 国税・財務・労基は、国税の3問が共通問題です。

※3 全国型・関東型・中部北陸型・独自型の全てを含みます。

※4 東京都は平成21年度から専門科目はすべて記述式になりました。

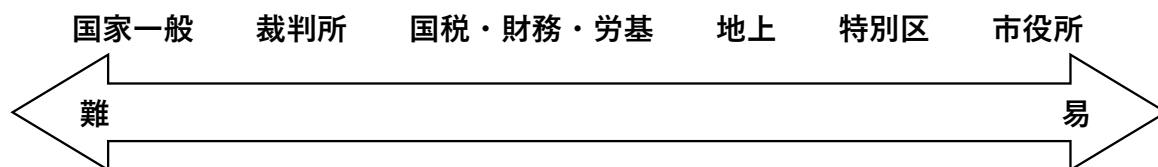
※5 A日程（6月実施）、B日程（7月実施）、C日程（9月実施）の全てを含みます。

※ 憲法は教養試験の「社会科学」の分野の「法律」でも出題されます（1～2問）。

◇傾向

- ・過去問が繰り返し出題される
- ・出題形式は、**単純正誤問題**がほとんど
- ・学習内容＝人権は**判例**（最高裁判所の判決）、統治は**条文**が中心
- ・難易度＝**易しい** 重要度＝**絶対落とせない科目**

<試験種ごとの難易度>



◇勉強方法

- ・棒暗記厳禁！ちゃんと**理解**すること。
- ・授業の予習不要。復習は**テキストを読んで理解し**、**ミニテストを解いた上で**、さっそく**問題集の該当範囲を解く**（インプットとアウトプットは同時に進めていく）。
- ・基本演習前には、**テキストのキーワード**や巻末の**チェックシート**を意識して覚える。
- ・科目の**全体像**を意識する（**論点の位置づけ**を把握すること）。
- ・情報の**一元化**を図る（このテキストにいろいろ書き込もう！）。

◇問題の解き方

- ・ 選択肢の**結論部分を見る**
- ・ 分からない選択肢には△をつけて先へ進む（**全部の選択肢を一応検討する**）
- ・ 残った選択肢を比較し、結論部分以外の**間違い探し**をする（間違っている部分に下線を引く）
- ・ 「一切～でない」「～の余地はない」のような**例外を全く認めない**選択肢は、**ほぼ間違い**
- ・ 数少ない**違憲判決**を覚える

違憲判決

- ・ 性同一性障害特例法違憲事件（13条違反）
- ・ 旧優生保護法訴訟（13条・14条1項違反）
- ・ 尊属殺重罰規定違憲判決（14条1項違反）
- ・ 議員定数不均衡違憲判決（14条1項違反）
- ・ 国籍法違憲判決（14条1項違反）
- ・ 非嫡出子相続分規定違憲判決（14条1項違反）
- ・ 再婚禁止期間違憲判決（14条1項違反）
- ・ 愛媛玉串料訴訟（20条3項違反）
- ・ 空知太神社訴訟（20条3項違反）
- ・ 孔子廟訴訟（20条3項違反）
- ・ 薬事法距離制限事件（22条1項違反）
- ・ 森林法共有林分割制限事件（29条2項違反）
- ・ 第三者所有物没収事件（31条違反）
- ・ 郵便法事件（17条違反）
- ・ 在外日本人選挙権制限違憲判決（15条等違反）
- ・ 在外日本人国民審査権制限違憲判決（15条等違反）

語句チェック：違憲とは憲法に違反すること，合憲とは憲法に違反しないことです。

法学入門

◆学習ナビ

- ・法治国家を支える法。では、そもそも法って何のためにあるのでしょうか？〇〇法っていうのはたくさんあるけど、その中で憲法の特徴は？そして、法律科目では何を学ぶのでしょうか？
- ・条文は完全無欠なものではありません。条文が想定しない事件が起きたときは法解釈が必要です。
- ・第何条か（条文番号）まで覚える必要はありません。条文の内容（特にゴシック部分）を覚えていればよいです。

1. 法とは何か

法とは…

人間社会のルール（ex.人を殺してはならない。人の物を盗ってはならない。借金は返さなければならない。）

↓そして、

ルールを守らせるには、**強制力**が必要

（ex. 処罰される。無理やり借金を払わされる。）

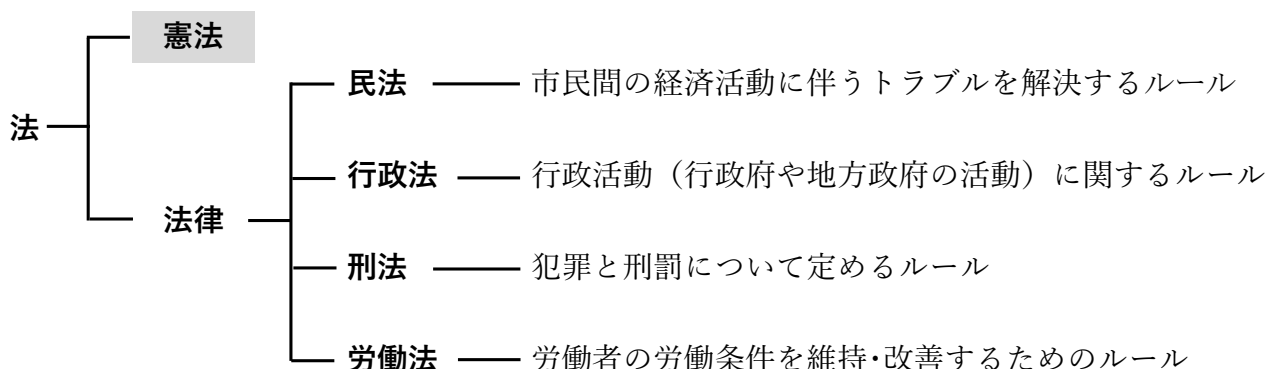


法＝国家によって強制的に守られるルール

注意！

社会のルールのすべてに**強制力**があるわけではありません（ex. 道徳やマナーには強制力はありません）。国があえて強制してでも守らせようとしたルールが法。人間社会の中で**特に重要な利益**を守らせるため、**国があえて法を制定**しました。

2. 法の種類



3. 憲法と法律の違い ☆☆

刑法199条

人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

憲法19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

憲法41条

国会は、国権の最高機関であって、**国の唯一の立法機関**である。

憲法96条

- ① この**憲法の改正**は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、**国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない**。この承認には、特別の**国民投票**又は国会の定める選挙の際行われる投票において、**その過半数の賛成**を必要とする。

憲法99条

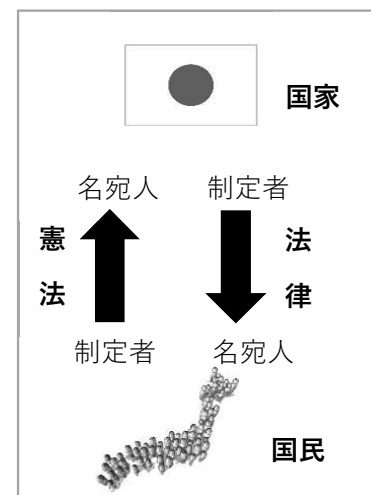
天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の**公務員**は、この**憲法を尊重し擁護する義務**を負う。

法には**制定者**と**名宛人**（法を守らされる人）がいる

- ・ 憲法 = **国民が国家**（その担い手である公務員）に守らせる法（96①, 99）
- ・ 法律 = **国家が自ら守りあるいは国民に守らせる法**（41）

注意！

憲法と法律の最大の違いは、**制定者と名宛人が逆**であること。**憲法は国民が制定し国家（権力者）に守らせるルール**です。憲法を守る義務を負う人たち（99）の中に**国民が含まれていない**ことに注意しましょう！



4. 法学とは

法学とは、**条文の文言が曖昧な場合やそもそも条文がない場合に解釈によりルールを導き出す学問（法解釈学）**のこと。

法学で勉強すること

①**条文** ※条文の読み方 「〇〇条 〇項 〇号」

②論点

- ・ **判例** = 実際に起きた事件に対する**裁判所**（特に最高裁判所）の判断

┌ **事案** = 実際に起きた事件の概要
└ **判旨** = 判決文の要旨

- ・ **通説** = 学会で支配的な立場

憲法の基本原理

◆学習ナビ

- ・なぜ法律とは別に憲法というルールが必要なのでしょう？また、憲法はどんな目的でどんな考えに基づき作られたのでしょうか。
- ・権力は国民の人権を守ることも傷つけることもできる諸刃の剣です。使い方を間違えると、かえって人権侵害を招いてしまうので、監視が必要です。権力を監視するためのルールが憲法です。

1. 憲法の役割

社会の平和と秩序を保ち、国民の生命や自由などの**人権を守るためには、個々人の力を越えた権力が必要**である。

ex.判決の執行力、警察権、刑罰権

↓そこで、

国民は、国家に**権力の行使を委託**した。

↓しかし、

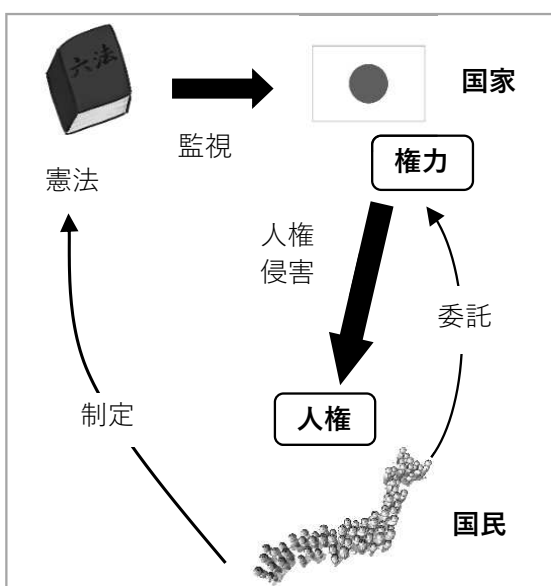
国家権力は、常に**濫用の危険**を伴う。

↓そこで、

国民の権利や自由を守るため、国家権力の濫用を防止するためのルールが必要である。

↓それが、

憲法＝国家は国民の権利や自由を守るためにのみ権力を行使しなければならない、決して権力を濫用してはならないと国民が国家に命じたルールである。



2. 憲法の最高法規性（98条） ☆

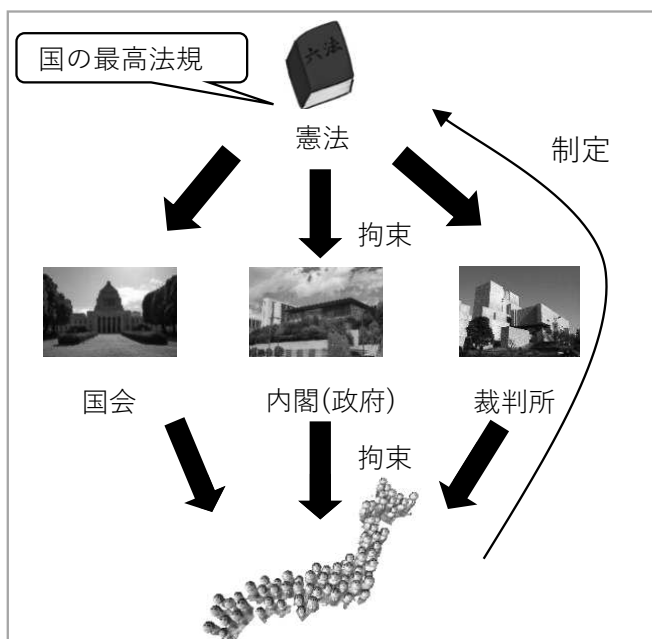
憲法98条

- ① この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

憲法は**国家が名宛人**なので、**国家権力**（立法権・行政権・司法権）は**すべて憲法に従わなければならない**。

↓そこで、

憲法＝国の最高法規とされる



3. 違憲審査制度（81条） ☆☆☆

注意！

憲法の最高法規性の表れがこの制度です。

憲法81条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

憲法98条

- ① この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

趣旨

国家権力により人権が侵害された場合、**事後的な人権救済のシステム**を準備しておかないと、憲法が人権を保障した意味がなくなる（憲法の**最高法規性を担保する制度**。**法の支配**の現れ）。

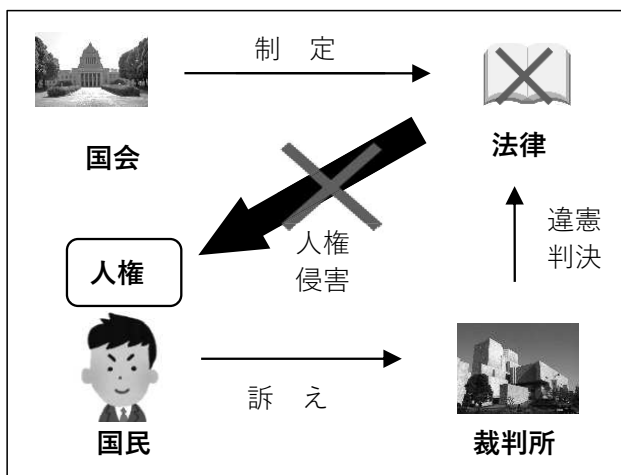
憲法は国民の権利・自由を**人権として保障**した。

↓ところが、

国家が**不当な人権侵害**をした場合、人権侵害された**国民が、裁判所に訴える**ことになる。

↓そこでは、

裁判所が、国家の活動が憲法に違反していないかどうか（憲法適合性）を審査し、違憲と判断した国家の活動を無効とする。



4. 憲法の基本原理 ☆

◆学習ナビ

- ・憲法の三大基本原理といえば、基本的人権尊重主義、国民主権、平和主義ですが、もう少し詳しく見ていきましょう。
- ・憲法は、権力の構造をどのようにすれば国民の人権が保障されるかという視点から統治機構を定めています。ですから、基本的人権と統治機構は目的・手段の関係にあります。
- ・学んでいるテーマが全体像のどこに位置づけられるのかを認識しながら学習しましょう。

憲法13条

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、**最大の尊重**を必要とする。

憲法14条

- ① すべて国民は、**法の下に平等**であって、**人種、信条、性別、社会的身分又は門地**により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない**。

憲法15条

- ① **公務員を選定し**、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**である。

憲法25条

- ① すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。

憲法9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる**戦争と武力による威嚇又は武力の行使**は、国際紛争を解決する手段としては、**永久にこれを放棄**する。

理解しよう！

日本国憲法は、人権規定と統治規定で構成されている。

↓そして、

憲法の**究極の目的**=**個人の尊厳**（すべての人が**個人として等しく尊重**されなければならないという理念）の**確保**（13）

↓それを達成するために、

5つの基本原理がある。

- ①国家は**国民に干渉すべきではない**（自由主義）
- ②**権力の行使に国民が参加すべき**（民主主義）（15）
- ③国家はどの個人も**ひとしく尊重すべき**（平等主義）（14）
- ④競争社会は格差を生む→**国家が積極的に弱者救済に乗り出すべき**（福祉主義）（25）
- ⑤**戦争を始めてはいけない**（平和主義）（9）

↓そして、

人権保障を徹底するには、**人権が侵害されないような権力の構造（国を統治するシステム）まで定めておく必要がある**。 ∵権力は人権を侵害するおそれがあるから

↓そのため、

憲法は統治に関する条文まで定めている。

→**人権規定と統治機構は目的と手段の関係**

① 自由主義

自由主義とは、**国民が国家から干渉されないこと**

↓具体的には、

自由主義は、国家から干渉されない**自由権**としてあらわれる（**人権面**でのあらわれ）

↓そして、

国家が権力を濫用しないように、**国家は弱く小さい方が望ましい**

↓そこで、

権力を分割した（統治面でのあらわれ）

- ・ **三権分立**（国家権力を国会，内閣，裁判所に分割）
- ・ **二院制**（国会を衆議院と参議院に分割）
- ・ **団体自治**（地方公共団体が国家から独立）

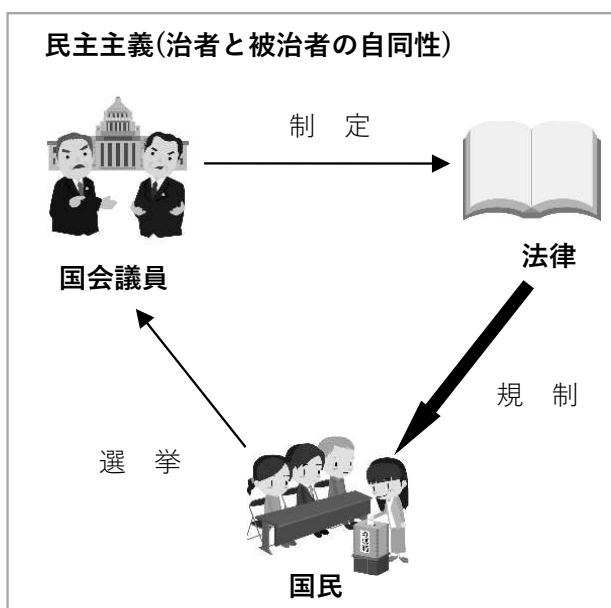
② 民主主義

民主主義とは、**国を治める者と治められる者が同じであること（治者と被治者の自同性）**

∴権力による人権侵害が行われにくくなる

↓具体的には、

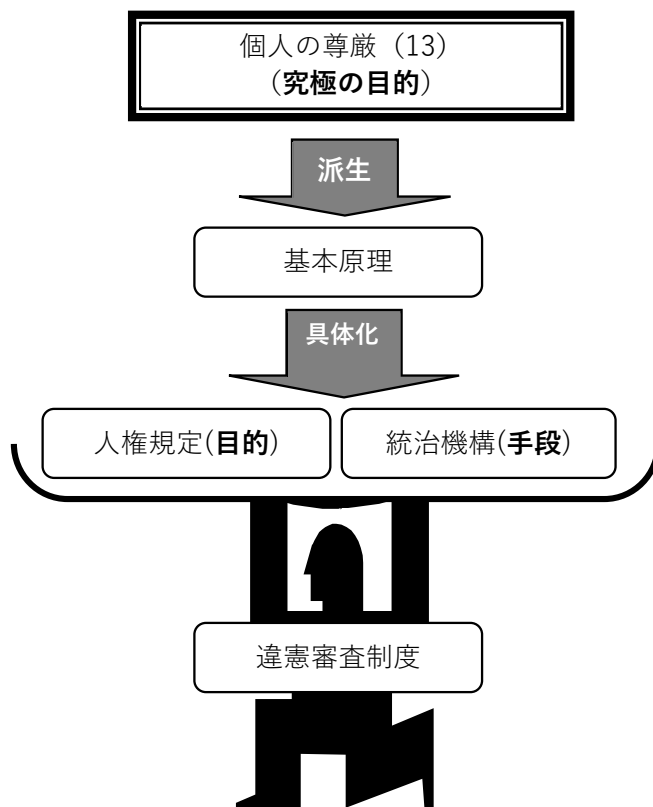
- ・ **参政権**（選挙権，被選挙権）（**人権面**でのあらわれ）
- ・ **国民主権**（国民自ら政治に参加するシステム）（**統治面**でのあらわれ）



◇各基本原理の憲法上のあらわれ

基本原理	人権面でのあらわれ	統治面でのあらわれ
自由主義	自由権	三権分立，二院制，団体自治など
民主主義	選挙権，被選挙権，公務就任権	国民主権，代表民主制，憲法改正国民投票など
平等主義	平等権	貴族制度の廃止，平等選挙制度など
福祉主義	生存権等の社会権	福祉国家の実現，議院内閣制など
平和主義	平和的生存権（争いあり）	戦争放棄，大臣文民制，国際協調主義など

◇憲法の全体像（イメージ）



5. 国民主権 ☆

◆学習ナビ

- ・ 国民主権が独立した問題として出ることはありません。間接民主制が原則だということと、例外としての直接民主制的制度の3つを覚えておけば大丈夫です。

前文第1段

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

憲法43条

- ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

定義

国民主権＝国の政治のあり方を決定する権限は国民にあるという建前

趣旨

民主主義，人権保障

↓この点，

国民が政治に関わる方法は2つある

①間接民主制（国民が，国会議員等の代表者を通じて，間接的に政治に関わる方法）

②直接民主制（国民が，国民投票など国政の決定に直接関わる方法）

↓現行憲法では，

原則：間接民主制（前文，43①）

∴①国民（少数派も含めた）の人権保障→議論の場の確保（議会制度）が必要

多数派と少数派の議論を通して，少数派の意見も国政に反映される可能性がある。直接民主制だと，議論ができず最初から多数決になり，多数派の横暴となりがねない。

②国民の判断能力の欠如→直接民主制はかえって危険

例外：直接民主制（憲法上は以下の3つだけ）

①憲法改正の国民投票（96①）

②最高裁判所裁判官の国民審査（79②③）

③地方自治特別法の住民投票（95）

理解しよう！

民主主義を徹底すれば，直接民主制の方が優れているようにも思える。

↓しかし，

直接民主制は，多数派の横暴を招いたり，国民が権力者やマスコミに踊らされ，扇情的な決定をするおそれがあり，かえって人権侵害の危険性が高まる。

↓すなわち，

直接民主制が技術的に不可能だから仕方なく間接民主制を採るのではなく，間接民主制の方がより人権保障になるとの考えに基づき，間接民主制を原則としている。

発展

<主権の意味>

①国家権力そのもの（立法権・行政権・司法権）を指す場合

ex.憲法41条「国会は国権の最高機関であって…」

②国家としての独立性を意味する場合

ex.憲法前文第3段「自国の主権を維持し，他国と対等関係に立とう」

③国の政治のあり方を最終的に決定する権限 ex.国民主権

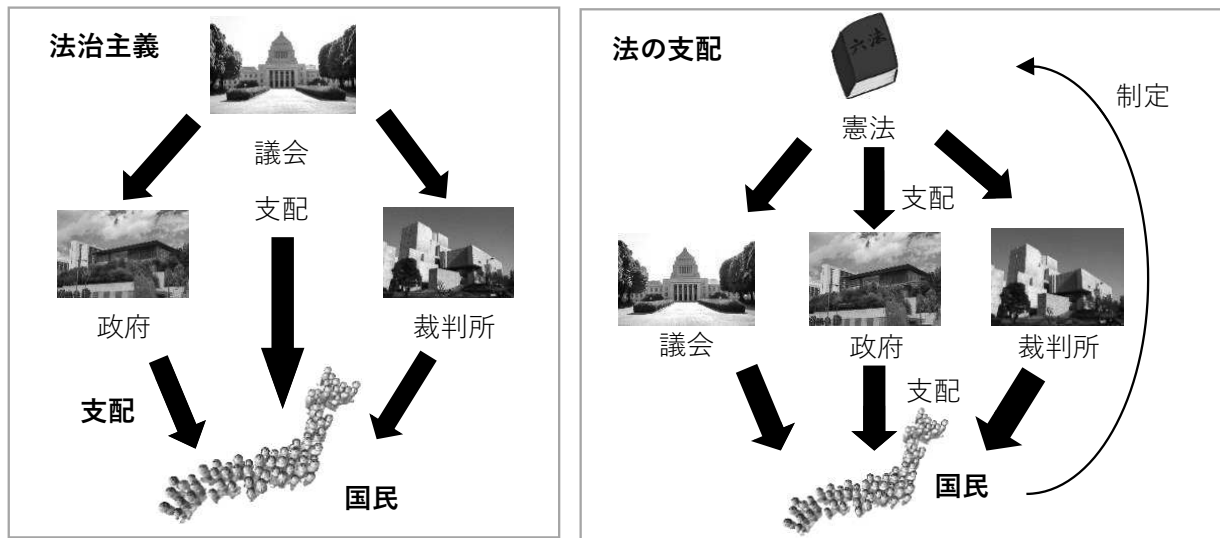
6. 法治主義と法の支配 ☆

◆学習ナビ

- ・ここでは、両概念の意味の違いを押さえておけばOKです。

◇共通点

人（国王）による恣意的な支配ではなく、客観的な「法」によって権力を制限して、国民の人権を保障する。



	意義	「法」の意味	対象となる国家機関
法治主義 (独・仏)	国政が議会制定法によりなされなければならないということ	議会制定法（議会が制定するという手続面にのみ着目（悪法も法なり））	行政権，司法権（立法権は拘束されない（議会万能主義））
法の支配 (英・米)	国民の人権を保障する正義の法（ex.憲法）で国家権力のすべてを拘束すること	憲法（国民の人権を保障するという法の内容面に着目）	すべての国家権力

論点

現行憲法はどちらを採用しているか
→法の支配を採用している

注意！

明治憲法は法治主義を採用していました

∴国民の人権を保障する憲法を最高法規とし、これに反する国家行為（立法も含む）の違憲審査制度がある。

過去問

法の支配にいう「法」は、議会の制定する法律を意味するのであり、このような法律を国家、特に行政権が遵守することにより、人権保障を最大限図ることができる。

（裁判所教養平15）

（×）

過去問

違憲立法審査権は、法の支配を実質化する重要な手段の一つである。

（裁判所教養平15）

（○）

基本的人権総論

◆学習ナビ

- ・人権全体に関わる話です。抽象的な内容が多いですが、具体例を使って説明しますので、イメージしてください。
- ・人権は判例が出ます。判例は、事案（事件の概要）も判旨（判決文の要旨）も押さえてみましょう。その際、その事件を特徴付けるキーワードを覚えましょう。
- ・学んでいるテーマが、人権の全体像のどこに位置づけられるのかを認識しながら学習しましょう。

基本的人権の原理 ☆

1. 基本的人権の本質 ☆

憲法11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利**として、現在及び将来の国民に与えられる。

- ①**固有性**＝人権は、国家から恩恵として与えられるものではなく、**人間であれば当然に有する権利**
- ②**不可侵性**＝人権は、**公権力によって侵されない**という性質（11）
- ③**普遍性**＝人権は、人種や性別にかかわらず**誰もが有する**という性質

注意！

固有性は**時期**の問題で、普遍性は**主体**の問題です。

2. 基本的人権の分類 ☆☆

◆学習ナビ

- ・一口に人権といっても様々です。特に自由権と社会権の違いが重要です。
- ・自由権は人として当然に認められるので前国家的人権、社会権は国家の存在が前提なので後国家的人権といわれます。

憲法15条

- ① **公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。**

憲法32条

何人も、裁判所において**裁判を受ける権利**を奪われない。

①**自由権**＝個人の自由な活動を保障するため、**国家権力の介入・干渉を排除**する人権（**国家からの自由**）

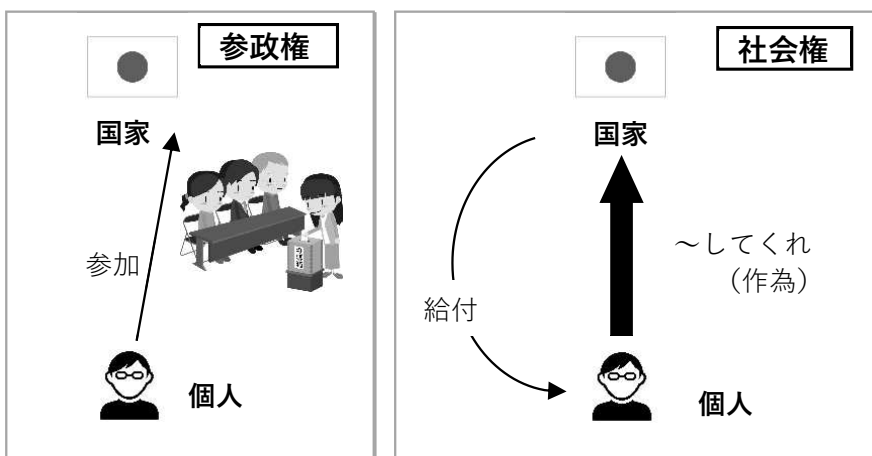
- **精神的自由** ex.表現の自由，信教の自由
- **経済的自由** ex.営業の自由，財産権
- **人身の自由** ex.不当に逮捕されない権利

②**社会権**＝**社会的・経済的弱者**が，人間に値する生活ができるよう，必要な諸条件の整備を**国家に要求する権利（国家による自由）** ex.生存権（25）

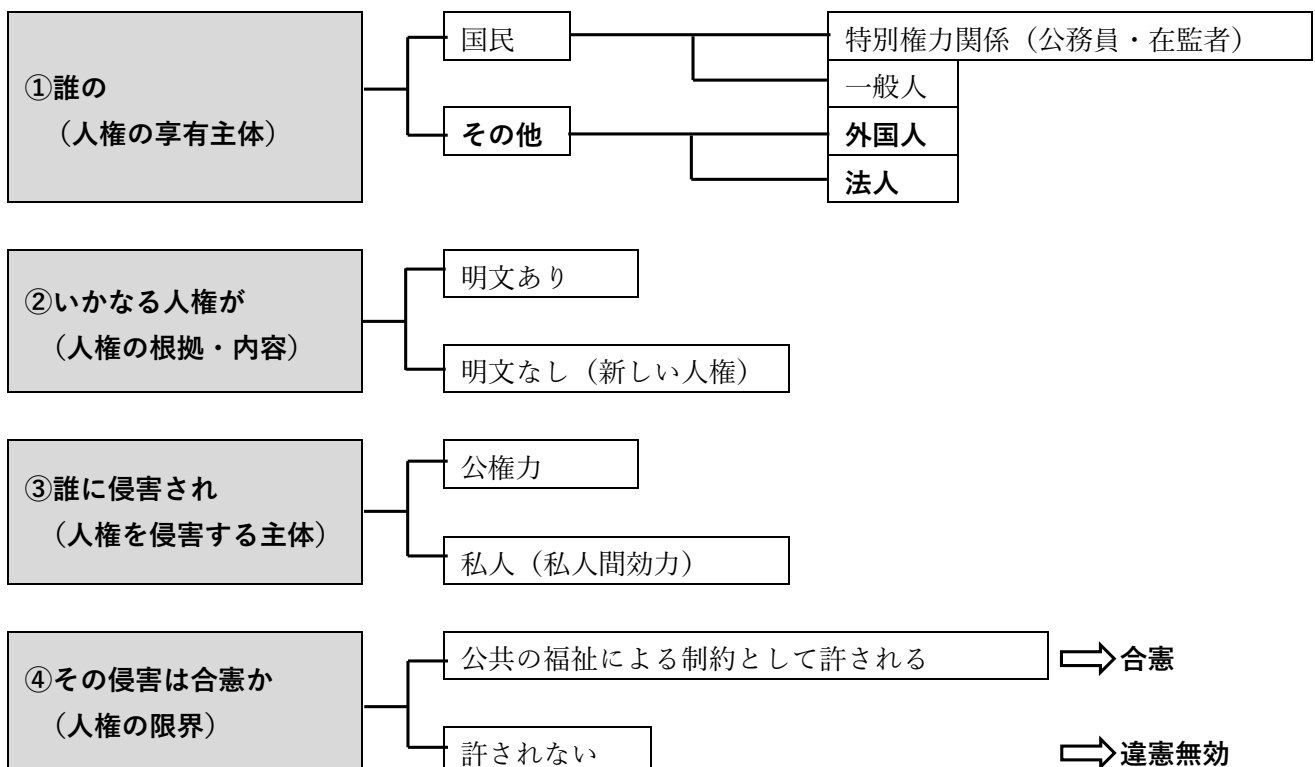
③**受益権**＝国民が**国家機関の行動を要求**する権利 ex.裁判を受ける権利（32）

④**参政権**＝国民が**国政に参加**する権利（**国家への自由**） ex.選挙権（15）

⑤**総則的権利**＝生命，自由及び**幸福追求権**（13），**法の下の平等**（14）



◇人権の全体像



基本的人権の主体 ☆☆☆

1. 外国人 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・人権享有主体性があるかどうかの問題と、どの人権がどの程度保障されるのか（保障の有無や程度）の問題を分けて考えましょう。
- ・保障の程度については、人権の性質に鑑みて個別に検討しましょう。その際、人として当然に保障される前国家的人権か、国家（国籍）の存在を前提とする後国家的人権かで差が出てくることに注意しましょう。

定義	外国人＝日本国籍を有しない者
----	----------------

注意！

たとえ日本に**永住する資格**があっても、**日本国籍**がなければ外国人です。

論点

外国人の人権享有主体性

憲法 第三章 「国民の権利及び義務」

<問題の所在>

憲法第三章の標題には「国民の権利及び義務」とありますので、外国人には人権は保障されないのではないのでしょうか？

理解しよう！

外国人にも人権享有主体性を認めるべきである。

∴①人権は人として当然に保障されるもの（前国家性） ②国際協調主義（98②）

↓ただし、

外国人は、日本国との関係が一時的・場所的な関係に過ぎない。

↓そこで、

権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく保障される（マクリーン事件判決：最大判昭53. 10. 4）。

→人権ごとに、権利の性質上外国人に保障されるかどうかを個別に判断する（性質説）。

(1) 参政権

① 選挙権

憲法93条

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。

<問題の所在>

外国人も住んでいれば「住民」(93②)といえ、憲法上、地方選挙権が保障されるのではないのでしょうか？

判例

定住外国人と地方自治体選挙の選挙権 (最判平7.2.28)

<事案>

韓国籍で永住資格者である者が、選挙人名簿への登録申出をしたところ、公職選挙法上選挙権取得の要件として国籍条項があることから却下されたため、その合憲性を争った。

注意！

- ・日本国内にいる全ての外国人に法律により地方選挙権を与えてよいわけではないことに注意してください。
- ・国会議員の選挙権・被選挙権を日本国民に限定している公職選挙法の規定については、最高裁は合憲判決を下しています。

<判旨>

公務員を選定罷免する権利(15①)は国民主権の原理に基づくものである。

↓とすれば、

権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、外国人には保障は及ばない。

↓また、

地方公共団体は我が国の統治機構の不可欠な要素

↓とすれば、

93②の「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解すべきである。

↓よって、

憲法上、外国人には地方選挙権は保障されない。

(→現行公職選挙法は合憲)

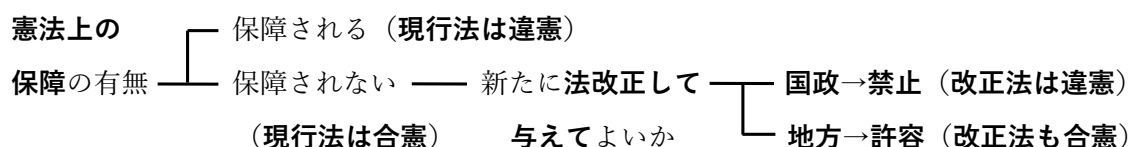
↓ただし、

地方公共団体は住民生活に密接な公共的事務を処理している。

↓とすれば、

在留外国人のうち永住者等居住する地方公共団体と特段に密接な関係をもつに至った者(定住外国人)について、その意思を地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって選挙権を付与する措置を講じることは憲法上禁止されていない。

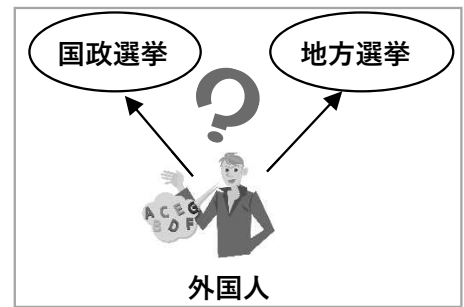
◇考え方



語句チェック：住民自治とは、自治体の政治はそこに住む住民の意思を尊重して行われるべきとの考え方です。

※選挙権が憲法上保障されていないという点では、**国政選挙と地方選挙とで差はないが、法律を改正して与えてもよいかどうか**という点では差がある。

- 国政選挙→選挙権を与えてはいけない（禁止） ∵ 国民主権
地方選挙→選挙権を与えても構わない（許容） ∵ 住民自治



注意！

判例は、**国政選挙権と地方選挙権を区別**しています。その理由は、国政と地方とでは**政治で扱うテーマが異なる**からです。

過去問

公務員を選定罷免する権利は、その性質上、国民にのみ認められる権利であり、外国人には憲法上の保障が及ばないから、法律をもって、地方公共団体の長や議会の議員に対する選挙権を永住者である定住外国人に付与する措置を講ずることは、憲法上許されない。

（裁判所平18）

（×）

② 公務就任権

判例

管理職試験受験資格確認等請求事件（最大判平17.1.26）

<事案>

在日韓国人Xは、東京都に保健婦として採用されたが、都人事委員会の実施する**管理職選考試験**を受験しようとしたところ、日本国籍を有しないことを理由に**受験が認められなかった**。そこで、Xは都に対して慰謝料の支払いを請求した。

公権力行使等地方公務員

→**管理職や警察官**などがこれにあたります。

<判旨>

公権力行使等地方公務員の職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容を定め、事実上大きな影響を及ぼす等**住民の生活に直接間接に重大なかかわりを有する**。

↓それゆえ、

国民主権の原理に基づき、日本国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきで、**外国人が就任することは、我が国の法体系の想定するところではない**。

↓したがって、

日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、**合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり**、労働基準法3条にも、**憲法14条1項にも違反するものではない（合憲）**。

過去問

最高裁判所の判例では、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別したとはいえず、憲法に違反するとした。

（特別区平29）

（×）

(2) 社会権

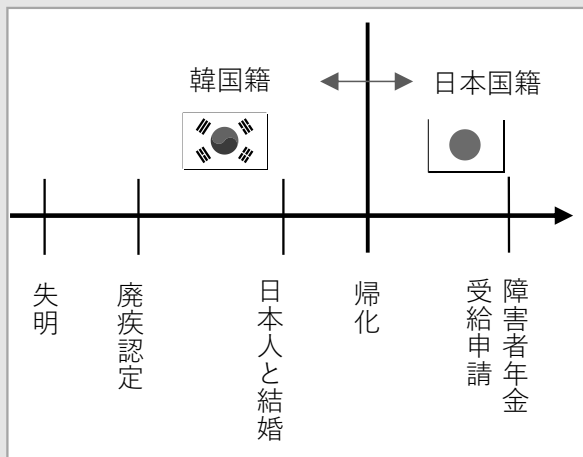
社会権は、国に一定の行為を要求する権利であるから、基本的には、**各人の所属する国によって保障されるべき権利**である。もっとも、立法により外国人に社会権を保障することは、実質的平等を達成するという社会権の目的にかなうので、憲法上否定されない。

判例

塩見訴訟 《外国人の生存権の保障の有無》（最判平元.3.2）

<事案>

日本で出生した在日韓国人二世のXは、幼い頃の病気で失明した。その後、日本人と結婚し**帰化**。**障害福祉年金**を請求したところ、**廃疾認定日**に日本国民ではなかったことを理由に、**受給資格が認められなかった**。



<判旨>

生存権を法律によりどう**具体化**するかは、**国会の広い裁量**（自由な判断）にゆだねられる

↓また、

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該**外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等**に照らしながら、その**政治的判断**によりこれを決定することができるのであり、その**限られた財源**の下で福祉的給付を行うに当たり、**自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきである**。

↓とすれば、

帰化によって日本国籍を取得した者に対し障害福祉年金の支給をしないことは、**憲法25条の規定に違反するものではない（合憲）**。

過去問

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許される。（裁判所平28）(○)

(3) 自由権

① 入国（再入国）・在留の自由

注意！

外国人にも**出国の自由**は22条2項で保障されます（判例）

論点

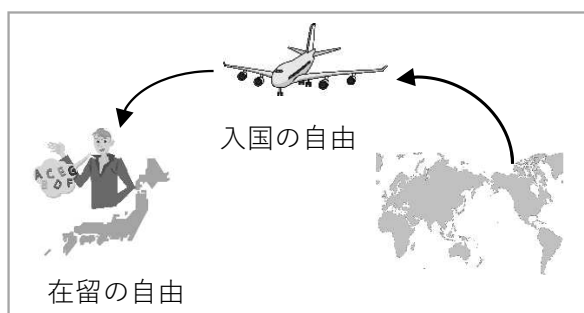
入国・在留の自由は、外国人に保障されるか

→保障されない

∴①**国際慣習法上**，自国の安全や秩序を保つため，誰を入国させるかは**その国の裁量**に委ねられている

②**在留は入国の延長**→入国の自由同様，在留する権利も保障されていない

自由	保障の有無
入国	×（保障されない）
在留	×
出国	○
再入国	×



過去問

判例は，憲法22条1項は，日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり，外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものというべきであるから，憲法上，外国人は，わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん，在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないとした。

（裁判所平20）

（○）

判例

森川キャサリーン事件

《外国人の再入国の自由》（最判平4.11.16）

<事案>

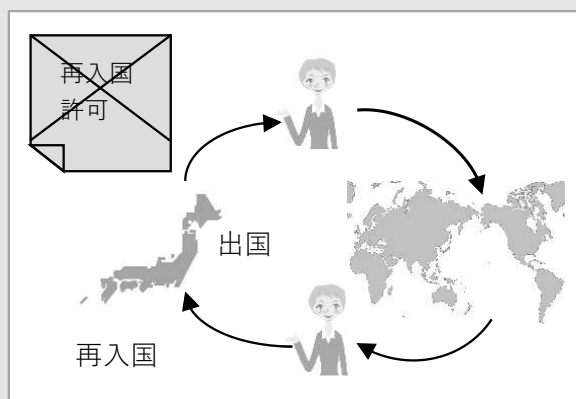
日本人と結婚し**永住資格がある者**が，海外旅行を計画し，日本を出国する前に**再入国の許可の申請**をしたところ，かつて指紋押捺を拒否したことを理由に**不許可**になった。そこで，かかる不許可処分の取消を求めて提訴した。

→**再入国の自由も保障されない**（不許可処分は合憲）。

∴再入国も**新規入国と同視**すべき

<問題の所在>

日本に**永住資格がある外国人**の再入国なので，新規入国者とは異なるのではないのでしょうか？



② 精神活動の自由

論点

外国人の政治活動の自由

ex. 駅前で演説する、デモ行進・政治集会への参加する

政治活動は**表現の自由**（21）の一内容

↓そして、

自由権は**前国家的権利**→**原則として保障**すべき

↓ただし、

政治活動には**参政権的機能**あり

→**国民主権**の観点から制限される

↓そこで

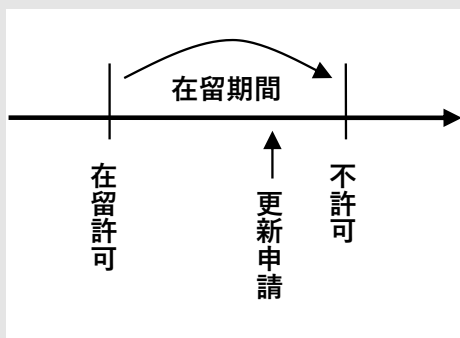
わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人に認めるのが相当でないと解されるものを**除き、保障**される（最大判昭53.10.4）。

判例

マクリーン事件（最大判昭53.10.4）

<事案>

アメリカ人マクリーンが、日本国内で政治活動（デモや政治集会への参加）を行ったところ、それを理由として法務大臣は**在留更新不許可処分**を行った。



<判旨>

外国人には、**在留する自由は保障されない**。

↓ただ、

法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足る**相当の理由があると判断する場合に限り**、在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎない。（＝更新は法務大臣の自由裁量）

↓とすれば、

外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、**外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない**。

↓したがって、

在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を**在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやくされないことまでの保障が与えられているもの**と解することはできない。

過去問

政治活動の自由に関する憲法の保障は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動など外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても及ぶことから、法務大臣が、憲法の保障を受ける外国人の政治的行為を、在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしやくすることは許されない。

（国般平25）

（×）

(4) その他の人権

① プライバシー権

判例

指紋押捺義務を内容とする外国人登録制の合憲性 (最判平7.12.15)

<事案>

アメリカ人宣教師が、外国人登録の際、指紋押捺をせず、起訴された。指紋押捺を強制する外国人登録制度は憲法に違反すると争った。



<判旨>

指紋は、性質上万人不同性、終世不変性を持つものなので、採取された指紋の利用法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある。

↓そうすると、

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは、13条の趣旨に反して許されず、また、右の自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。

↓しかし、

指紋押捺制度は、戸籍制度のない外国人の人物特定につき最も確実な制度として制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できる。

↓また、

方法としても、押捺義務は3年に一度で、採るのは一指のみなので、精神的・肉体的に過度の苦痛を伴うものとはいえない、相当なものであった。

↓したがって、

指紋押捺制度自体は憲法13条に違反しない(合憲)。

過去問

個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反して許されず、これを強制する外国人登録法の規定は違憲である。

(裁判所平27)

(×)

◇外国人の人権まとめ

自由権	政治活動の自由		原則保障(我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動→保障されない)
	入国・再入国の自由(在留の自由)		保障されない
	出国の自由		保障される
社会権	生存権		憲法上は保障されない。但し、法律で与えてもよい
参政権	選挙権	国政選挙	憲法上保障されない。法律で与えるのも禁止
		地方選挙	憲法上保障されない。法律で与えることは可能(但し、永住者等の定住外国人のみ)
	公務就任権		公権力行使等地方公務員になる権利→保障されない
幸福追求権	プライバシー権(指紋押捺を強制されない権利)		憲法上保障される(但し、指紋押捺制度は合憲)

2. 法人 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・ 自然人との違いを意識しましょう。
- ・ 3つの判例の結論の違いをしっかりと理解しましょう。法人の法的性質と寄付の目的の違いに着目しましょう。

定義	法人＝自然人以外で法により権利義務の帰属主体たる地位（権利能力）が認められた存在
-----------	---

ex.会社，新聞社，テレビ局，宗教法人

論点	法人の人権享有主体性の有無
-----------	---------------

理解しよう！

本来，人権規定は**自然人を念頭**にしている。 ex.人身の自由

↓この点，

法人にも**人権享有主体性を認めるべき**である。

↓なぜなら，

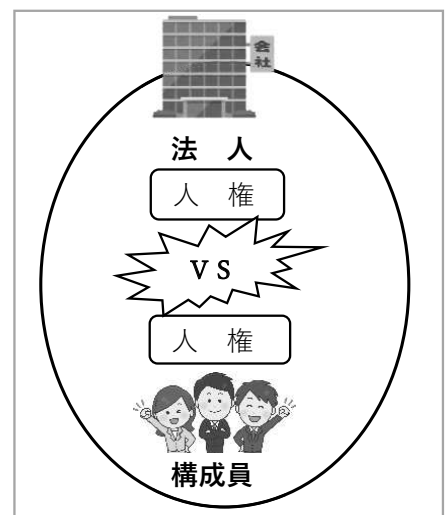
法人は**重要な社会的活動を行っている**→現代社会に**不可欠な存在**

↓ただし，

自然人と異なり**すべての人権が保障されるわけではなく，権利の性質上可能な限り保障されるにすぎない（性質説・判例）**。

↓そして，

法律により，法人は，**目的の範囲内でのみ**権利能力が認められる。



論点	法人の人権の限界
-----------	----------

→憲法上は，**権利の性質上可能な限り保障される**。

→法律上（民法34条），法人は，**目的の範囲内において，権利を有し義務を負う**。

∴法人は，あえて法で人と扱われる以上，**目的の範囲内**でしか権利を有しない。

→**構成員（自然人）の人権との調整**が必要（構成員の人権を不当に侵害することは許されない）

過去問

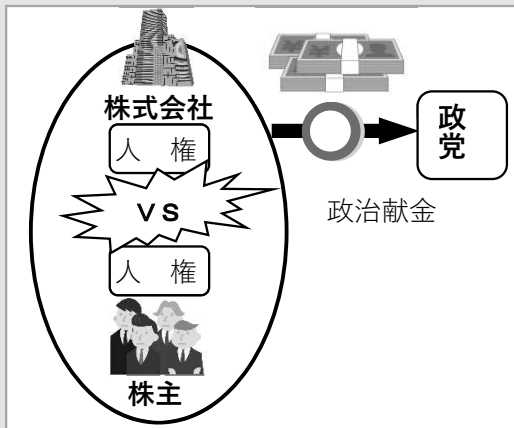
法人は自然人ではないが，その活動は自然人を通じて行われ，その効果が究極的に自然人に帰属し，現代社会において一個の社会的実体として重要な活動を行っていることから，法人にも自然人と同じ程度に全ての人権の保障が及ぶ。（特別区平29） (×)

判例

八幡製鉄政治献金事件 《株式会社の政治献金の有効性》（最大判昭45.6.24）

<事案>

八幡製鉄の取締役が会社を代表して**自民党に政治献金**したところ、反対する株主が、政治献金は**会社の目的に反する**としてその無効を主張した。



<判旨>

政党は**民意を国政に反映させる媒体**なので、その**健全な発展に協力**することは、**会社**に期待される行為

↓とすれば、

政治献金は**株式会社の目的の範囲内**といえ有効

↓また、

会社は、**自然人たる国民と同様**、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの**政治的行為**をなす自由を有するのである。**政治資金の寄附**もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを**自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない**。

<学者による解説>

株主には**脱退の自由あり**（任意加入団体）

→会社の方針に従いたくない株主は、株を売却し脱退できる

↓そうすると、

会社は、**株主の意思をそれほど尊重する必要はない**

↓したがって、

政治献金は、株式会社の**目的の範囲内**として有効

過去問

憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものと解すべきであり、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するというのが判例である。

（財務平27）

（○）

判例

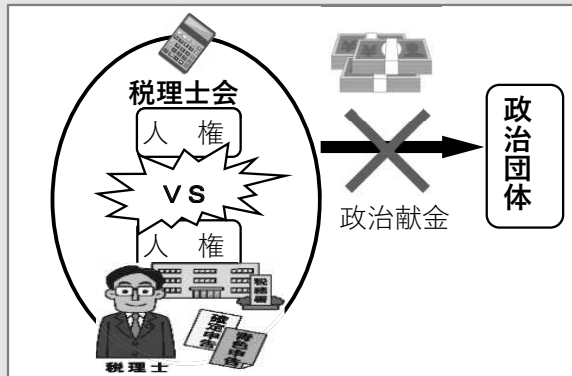
南九州税理士会事件

《公益法人の政治献金の有効性》

(最判平8.3.19)

<事案>

税理士会が、税理士政治連盟（政治団体）へ寄付するための資金を会員たる税理士から徴収する旨の決議をしたところ、税理士が政治団体への寄付は、目的の範囲外として提訴した。



<判旨>

税理士会は**強制加入団体**（税理士に実質的には脱退の自由が保障されていない）である。

↓とすれば、

目的の範囲を判断する際には、**会員の思想・信条の自由との関係で、考慮が必要**である。

↓まず、

構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。

↓そのため、

会員に要請される**協力義務にも限界がある**。

↓また、

政治団体への寄付は、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、構成員個人が**個人的政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に判断すべき事柄**である。

↓そうすると、

このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその**協力を義務付けることはできない**。

↓したがって、

本件決議は**税理士会の目的の範囲外として無効**である。

過去問

税理士会のような強制加入団体は、その会員に実質的には脱退の自由が保障されていないことや様々な思想・信条及び主義・主張を有する者の存在が予定されていることからすると、税理士会が多数決原理により決定した意思に基づいてする活動にもおのずから限界があり、特に、政党など政治資金規正法上の政治団体に対して会員の寄付をするなどの事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない。(裁判所平30) (○)

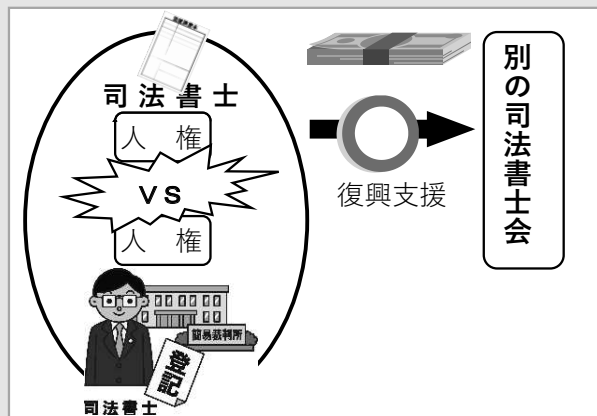
判例

群馬司法書士会事件 発展

《公益法人の復興支援のための拠出金の有効性》（最判平14.4.25）

<事案>

群馬司法書士会（強制加入団体）が、阪神大震災で被災した兵庫県司法書士会の復興支援のための拠出金を会員から徴収する決議をした。



<判旨>

他の司法書士会との提携，協力，援助も**司法書士会の活動目的**に含まれる。

↓この点，

本件拠出金は，被災した会員の個人的・物理的な被害に対する金銭補てん又は見舞金という趣旨のものではなく，被災者の相談活動等を行う司法書士会への経済的支援を通じて**司法書士の業務の円滑な遂行による公的機能の回復を目的（同業者支援）**とする趣旨のものであった。

↓とすると，

本件拠出金の徴収は，会員の政治的立場や思想信条の自由を害するものではない。

↓したがって，

本件決議は**司法書士会の目的の範囲内**として有効である。

◇判例のまとめ

	法人の法的性質	寄付の目的	寄付の有効性
八幡製鉄事件	任意加入	政治献金	有効
南九州税理士会事件	強制加入	政治献金	無効
群馬司法書士会事件	強制加入	同業者支援	有効

発展

①**未成年者**も国民であり**人権の主体**であるが，判断能力が劣るため**成年者とは異なる制約**がある。

ex.選挙権の制限，婚姻の自由の制限

②**天皇・皇族**も国民であり**人権の主体**であるが，日本国の象徴たる地位や皇位の世襲制から**一般国民とは異なった制約**がある。 ex.選挙権なし，国籍離脱の自由なし，婚姻の自由の制限

過去問

未成年者も日本国民である以上，当然に人権享有主体であると認められる。民法など未成年者に対して一定の制限規定を置いている法律もあるが，憲法上，未成年者に対する権利の制限規定は置かれていない。（財務平27）

（×）

基本的人権の限界 ☆☆☆

◆学習ナビ

- ・人権は永久不可侵なものですが無制約ではありません。なぜ制約されるのか、個人の尊厳原理から考えましょう。

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法22条

- ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

理解しよう！

憲法の究極の目的＝**個人の尊厳**（すべての人間は**対等な価値**をもつ存在）の確保

↓とすれば、

他者の人権や社会公共の利益を害する自由は、誰にも保障されていない。

↓そうすると、

それらを害する行為を**国家が規制しても憲法には違反しない**。

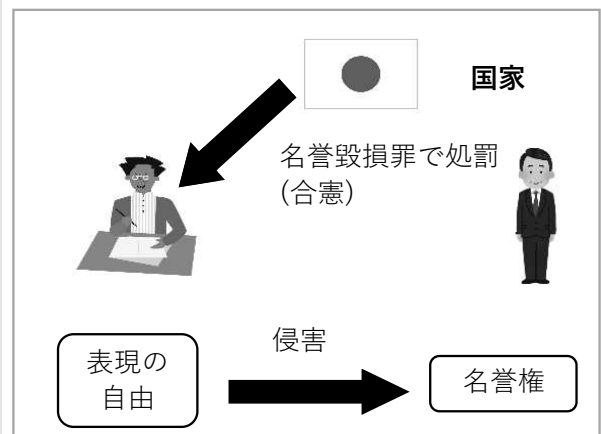
ex.他人の名誉を毀損した者を**名誉毀損罪で処罰**、
薬物の製造販売を禁止→**合憲**

↓こうした、

人権制限の根拠＝「公共の福祉」（13）

↓つまり、

人権は絶対無制約ではなく、**公共の福祉によって制限**され、その制限は**憲法自ら許した人権制限として合憲**となる。



注意

公共の福祉とは、**各々の人権の衝突を調整する公平の原理**です。

過去問

基本的人権は侵すことのできない永久の権利であり、中でも表現の自由は、公権力によって侵されないということを意味するのみならず、たとえ公共の福祉を理由とする場合であっても、制約を受けない。(国般教養平15) (×)

(1) 公共の福祉の内容

論点

人権制限の根拠である「**公共の福祉**」の意味

①自由国家的公共の福祉（消極目的規制）（13）

= 他者の人権を侵害させないようにするための制限

ex.他人の名誉を毀損した者を名誉毀損罪で処罰，薬物の製造販売の禁止

②社会国家的公共の福祉（積極目的規制）（22）

= 社会的弱者を保護するための経済的強者の経済活動の制限

ex.大型スーパーの出店規制，労働基準法による労働契約の自動修正

(2) 人権制限の違憲審査基準

理解しよう！

裁判所が国家行為について違憲かどうかを審査する（**違憲審査制度**）（81）。

↓そして、

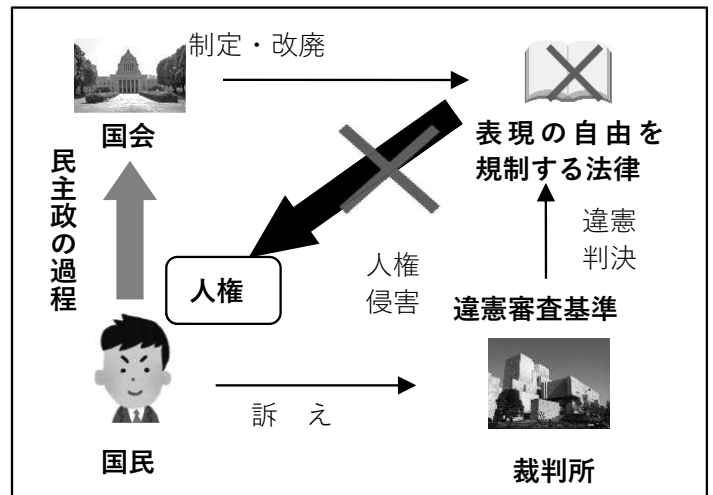
その際に用いるのが**違憲審査基準**である。

↓すなわち、

判断が場当たりにならないように、裁判所は**一定の基準に従って審査**する。

↓そして、

基準の選択に関する学説の基本的な考え方が**二重の基準**（判例は一部を採用している）である。



① 二重の基準の理論

= **精神的自由**（特に表現の自由）を規制する国家行為（ex.法律）の合憲性は、**厳格な基準**で審査しなければならないが、**経済的自由**を規制する国家行為の合憲性は、**緩やかな基準**で審査しなければならないとする考え方

∴①表現の自由が法律等で侵害された場合，経済的自由が侵害された場合と異なり，**民主政の過程による救済が困難**→人権救済のため，**裁判所が厳格な基準で審査**する必要あり（国家行為が「**違憲**」と判断されやすい）（民主制の過程論）

②経済的自由の制限については社会・経済政策と関連することが多いが，**裁判所は政策の判断能力は乏しい**→国会・内閣等の政治部門の判断を尊重すべく，**緩やかな基準で審査**する（国家行為が「**合憲**」と判断されやすい）（裁判所の能力論）

憲法 チェックシート 第1回

憲法総論		
□□憲法の役割は？		国家権力の濫用を防止し，国民の権利・自由を守る
□□憲法の基本原理は？		①自由主義 ②民主主義 ③平等主義 ④福祉主義 ⑤平和主義
□□憲法の究極の目的は？		個人の尊厳の確保
□□違憲審査制度とは？		裁判所が国家行為の憲法適合性を審査し違憲と判断した国家行為を無効とする制度
□□憲法上規定されている直接民主制は？		①憲法改正国民投票 ②最高裁判所裁判官国民審査 ③地方自治特別法の住民投票
□□法治主義と法の支配の違いは？		「法」の意味（法治主義＝議会制定法，法の支配＝正義の法 ex.憲法）
基本的人権総論		
□□人権の分類は（6つ）？		①自由権 ②社会権 ③参政権 ④受益権 ⑤幸福追求権 ⑥平等権
□□人権制限の根拠は？		公共の福祉
人権の主体（外国人）		
□□外国人に人権は保障されるか？		権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き保障される。
選挙権の保障の有無	□□国政選挙権	憲法上保障されない。法律で与えることも禁止。
	□□地方選挙権	憲法上保障されない。法律で与えることはできる（但し，永住者等の定住外国人のみ）。
□□公務就任権		公権力行使等地方公務員になる権利→保障されない
□□みだりに指紋押捺を強制されない権利		保障される（但し，指紋押捺制度自体は合憲）
□□政治活動の自由		我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動を除き，保障される。
□□入国・再入国の自由（在留の自由）		保障されない
□□出国の自由		保障される
□□生存権		憲法上は保障されない。但し，法律で与えることはできる。
人権の主体（法人）		
□□法人に人権は保障されるか？		権利の性質上可能な限り保障される。
□□株式会社による政治献金は有効か？		有効
□□税理士会の政治献金のための特別会費徴収決議は有効か？		無効
□□司法書士会の被災者支援のための特別負担金徴収決議は有効か？		有効

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条 天皇の地位

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位の継承

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事行為に対する責任

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇の権能

- ① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
- ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 摂政

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 天皇の任命権

- ① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
- ② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇の国事行為

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条 皇室の財産授受

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条 戦争放棄、戦力及び交戦権の否認

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 国民の要件

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 基本的人権の享有

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 個人の尊重

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 法の下平等

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員の選定及び罷免の権利、普通選挙と秘密選挙の保障

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 請願権

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 国及び公共団体の賠償責任

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 奴隸的拘束及び苦役からの自由

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由

- ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会・結社・表現の自由と通信の秘密

- ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由

- ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由

学問の自由は、これを保障する。

第24条 家族生活における個人の尊重と両性の平等

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 生存権、国の社会的使命

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 教育を受ける権利と教育の義務

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 勤労の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結権

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権

- ① 財産権は、これを侵してはならない。
- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 納税の義務

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 法定の手続の保障

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 裁判を受ける権利

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 不当な逮捕をされない権利

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 抑留・拘禁の禁止

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 住居の不可侵

- ① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 拷問と残虐刑の禁止

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 刑事被告人の権利

- ① すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- ② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- ③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 自己に不利益な供述、自白の証拠能力

- ① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 遡及処罰・二重処罰の禁止

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 刑事補償

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会

第41条 国会の地位

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第42条 両院制

国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第43条 両議院の組織

- ① 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
- ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第44条 平等選挙

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第45条 衆議院議員の任期

衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期

参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する。

第47条 選挙に関する事項

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第48条 両院議員兼職の禁止

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第49条 議員の歳費

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第50条 議員の不逮捕特権

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第51条 議員の発言・表決の免責

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第52条 常会

国会の常会は、毎年1回これを召集する。

第53条 臨時会

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第54条 衆議院の解散と総選挙・参議院の緊急集会

- ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- ③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第55条 資格争訟の裁判

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第56条 定足数・表決

- ① 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- ② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第57条 会議の公開と会議録

- ① 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
- ② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- ③ 出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第58条 役員選任・議院規則・懲罰

- ① 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
- ② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第59条 法律の成立と衆議院の優越

- ① 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
- ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条 予算議決と衆議院の優越

- ① 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
- ② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 条約の承認に関する衆議院の優越

条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第62条 国政調査権

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第63条 閣僚の議院出席

内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第64条 弾劾裁判所

- ① 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 内閣

第65条 行政権

行政権は、内閣に属する。

第66条 内閣の組織と責任

- ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
- ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条 内閣総理大臣の指名と衆議院の優越

- ① 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
- ② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 国務大臣の任命・罷免

- ① 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第69条 内閣の総辞職（１）

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第70条 内閣の総辞職（２）

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第71条 総辞職後の内閣

前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第72条 内閣総理大臣の職務

内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第73条 内閣の職務

内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 1 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 2 外交関係を処理すること。
- 3 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 予算を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 7 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 法律・政令の署名

法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条 国務大臣の特権

国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第6章 司法

第76条 司法権及びその行使

- ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 最高裁判所の規則制定権

- ① 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項につ

いて、規則を定める権限を有する。

- ② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官の身分保障

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条 最高裁判所の裁判官

- ① 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条 下級裁判所の裁判官

- ① 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 法令審査権

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第82条 裁判の公開

- ① 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。
- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

第83条 財政処理の基本原則

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 課税

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費の支出と債務負担

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 予算

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第87条 予備費

- ① 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

- ② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第88条 皇室の財産と費用

すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第89条 公の財産の利用の制限

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第90条 決算の審査、会計検査院

- ① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- ② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条 財政状況の報告

内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

第92条 地方自治の基本原則

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 議会の設置及び長・議員の選挙

- ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体の権能

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 特別法の住民投票

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

第96条 改正の手続

- ① この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

第97条 基本的人権の本質

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 最高法規性、条約及び国際法規の遵守

- ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他

の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 憲法尊重擁護の義務

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章 補則

第100条 憲法施行期日、準備手続

- ① この憲法は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から、これを施行する。
- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第101条 経過規定 参議院未成立の間の国会

この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第102条 同前 第1期の参議院議員の任期

この憲法による第1期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを3年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第103条 同前 公務員の地位

この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。